

II 州裁判官選挙における選挙資金と裁判の デュー・プロセス

—Caperton v. A. T. Massey Coal Co., 129 S.Ct. 2252 (2009)—

1 事 実

本件上诉人の Caperton は、Massey 炭鉱会社の不法行為により自らが経営する Harman 炭坑会社が破産させられたとしてウェスト・ヴァージニア州第一審裁判所に提訴し、2002年、Massey 社に 5 千万ドルの賠償金支払を命ずる評決を得た。Massey 社の最高経営責任者（CEO）である Blankenship は、2004年の同州最高裁判所の裁判官選挙において、現職裁判官 McGrow の対立候補として弁護士の Benjamin を当選させるべく、250万ドルを Benjamin 支持の政治団体へ寄付し、さらに50万ドルを Benjamin 支援のために独立支出した。選挙の結果、Benjamin は McGrow を得票率53%対47%で破り当選した。2006年、Massey 社は同州最高裁判所に上訴し、翌年、同裁判所は 3 対 2 で原審の評決を覆し、Benjamin 裁判官は多数意見に同調した。2008年の同州最高裁の再審理もまた、3 対 2 で原審の評決を破棄し、Benjamin 裁判官が再び多数意見に同調した。この間、Benjamin 裁判官は、Caperton によって行われた忌避申立をすべて却下した。Caperton は、訴訟当事者から多額の選挙資金の寄付を受けた Benjamin 裁判官による審理担当は、公正な裁判を受ける権利を保障した合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとして合衆国最高裁判所に上訴し、2008年、裁量上訴が認められた。

2 争 点

本件の主要な争点は、裁判官選挙で高額の選挙資金の寄付を受けた裁判官が、当該寄付者が当事者となる訴訟を審理する場合において、審理担当を回避しないことが合衆国憲法第14修正の定めるデュー・プロセス違反となるのか、という点である。選挙資金の寄付を受けた裁判官による審理担当について、裁判の現実的偏向の外観という客観的基準を用いるべきであるのか、そうであるとしてその外観が存在するのかが問題となる。

３ 判 決

破棄差戻。裁判官選挙における多額の選挙資金の寄付を受けた裁判官が審理担当を回避しないことは、裁判における現実的偏向の蓋然性ゆえに、合衆国憲法第14修正に違反する。法廷意見は Kennedy 裁判官が執筆し、Stevens, Souter, Ginsburg, Breyer 各裁判官が同調した。反対意見は Roberts 裁判官が執筆し、Scalia, Thomas, Alito 各裁判官が同調、Scalia 裁判官は別個の反対意見を執筆した。

４ 判決理由

合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項は、裁判官が直接的・個人的・実質的・金銭的利益を有する場合には審理担当を自ら回避しなければならないとするコモン・ローのルールを取り入れてきた。このルールによれば、本件のように偏向・先入観を理由とする審理担当資格の喪失は、制定法ないし裁判官行動準則規程で定められるべきものであり、直ちに憲法レベルでデュー・プロセス違反となるものではない。しかし、合衆国最高裁は2つの局面で憲法上のデュー・プロセス違反のルールを示している。第1に、裁判官が審理においてコモン・ロー上の個人的・直接的利害とまではいえない金銭的利益関係を有する場合、裁判官が実際に影響されるかは無関係に、通常の（average）裁判官が公平中立な裁判を行わなくなりうる誘因が生じていることを審理担当回避の客観的基準として挙げている。第2に、刑事的裁判所侮辱の文脈において、侮辱を受けた裁判官が被告人に制裁を科した後にさらに自ら被告人の審理を担当することについて、裁判官が事実上・主観的に偏るのか否かではなく、通常の裁判官が当該状況で中立性を保持する見込みがあるのか否か、つまり違憲状態を構成するような「偏向の可能性」が存在するのか否か、という客観的基準を挙げている。

これらの先例では、裁判官の現実的偏向の有無を調査することは困難であり、かつそれはしばしば裁判官自身による主観的な調査になりがちであることを理由として、デュー・プロセス条項は、現実的偏向が実際に存在することを必要としない客観的基準を採用すべきであるとされてきた。すなわち、最高裁は、心理学的傾向と人間の脆弱さという現実的な評価に基づいて、デュー・プロセス条項が適正に実施されるならば審理担当が禁じられる程度にまで利害関係が現実的偏向・先入観の危険を惹起しているのか、という基準を判断基準にしてきたのである。

本件は、裁判官選挙の文脈で裁判のデュー・プロセスが争われる最初の事件である。確かに、訴訟当事者による選挙資金の寄付は必ずしも偏向の蓋然性を生じさせるものではない。しかし、本件は例外的な (exceptional) 事件である。当法廷は、ある特定の事件において個人的利害関係を有する者が、当該事件の係属時あるいは係属直前において、選挙資金の調達・選挙運動の指揮により当該裁判官の選挙当選に重大かつ不均衡な影響をもつ場合においては、客観的かつ合理的認識に基づいて、現実的偏向の重大な危険が存在すると結論する。

この基準の本件への適用にあたり、選挙運動資金の寄付総額における当該寄付の相対的規模、選挙全体の支出総額、ならびに当該寄付が選挙結果に与えた外観上の影響を検討すると、Blankenship が約 3 百万ドルを現職裁判官の再選阻止と Benjamin 当選のために寄付しており、これは他の全ての支援者の寄付総額の 3 倍を超えており、選挙結果に重大かつ不均衡な影響を与えたといえる。それゆえ、Blankenship の影響により裁判の現実的偏向が生み出される危険は、デュー・プロセス保障の適切な実施の観点から禁じられなければならない程に十分な根拠がある。さらに、選挙運動への寄付・裁判官の選挙・訴訟係属の時間関係をみると、選挙運動への寄付が行われた際、係属中の訴訟が新任の Benjamin 裁判官によって審理されることは合理的に予見可能であり、Blankenship による並外れた選挙資金提供は、裁判結果に既存の利害関係がある時点で行われた。いかなる者も自らの訴訟において自らが裁判官になることが許されないのと同様、当事者の同意なしに自らの訴訟で自らが裁判官を選ぶこともまた偏向の懸念を生じさせる。よって、現実的偏向の重大かつ客観的危険が生じていたといえる。

デュー・プロセスは、仮に現実的偏向が一切認められない場合であっても、その危険が存在するならばなお裁判官の回避を要求する。このような客観的基準を採用しなければ、デュー・プロセスの強行性と矛盾する。よって当裁判所は、裁判官選挙と係属中の訴訟の時間関係も併せて鑑みて、Blankenship の重大かつ不均衡な影響により、通常の裁判官が公平中立な裁判を行わなくなりうる誘因が生じていると認定する。これらの極端な事実により、現実的偏向の蓋然性は違憲のレベルに達している。

したがって、原審判決の破棄差戻を行う。

5 判例研究

(1) 事件の背景

近年の裁判官選挙では、利益集団の介入により選挙資金が大量に流入する現象が生じている。全国の裁判官選挙における資金総額は、1990-1999年の8,330万ドルに対して、2000-2009年には20,690万ドルに達しており、特定の利益集団による大規模な寄付の割合が一般の多数かつ少額の寄付総額を圧倒し、対立候補への極めて攻撃的なテレビ広告の利用が顕著になりつつある⁽¹⁾。ウェスト・ヴァージニア州最高裁判所は、1886年から今日に至るまで、裁判官候補者が自らの所属政党を明示する党派的裁判官選挙制度を維持してきた。同制度を採用する他州と比較すると、裁判官の定員は5名と最小であり、かつ任期は12年と最長である⁽²⁾。ため、裁判官席の重要度が相対的にみて高く、同州の裁判官選挙を激化させる制度の一因としてみることもできる。

本件では、同州最高裁判所の McGrow 裁判官の再任選挙において、Benjamin 候補を支持する Massey 社 CEO の Blankenship の寄付による大規模な選挙運動が展開された。合計3百万ドルが投じられたこの選挙運動では、児童への性的虐待者への処罰について McGrow 裁判官が消極的であるとする糾弾が、新聞・テレビ広告等を通じて徹底的に行われた。しかし実際には、この運動は児童への性的虐待者の厳罰化よりもむしろ、民主党を支持し労働組合側に近い McGrow 裁判官を退任させ、共和党を支持し企業側に近い Benjamin 候補を着任させることを主たる目的としていたといわれる⁽³⁾。とりわけ Massey 社は、5千万ドルの賠償金支払いを命じられた事件が同州最高裁に係属予定であり、この可能性が濃厚であった。

アメリカ法曹協会は、利益集団による裁判官選挙への大規模な寄付が公正な裁判の実現を困難にし、「司法が買収されうる」という深刻な司法不信を市民の間に広げかねないと警鐘を鳴らしてきたが、本件はまさにその典型例であるとして合衆国最高裁判所へアミカス・キュリィの意見書を提出した。裁判官選挙における選挙資金と裁判のデュー・プロセスという先鋭化した争点は、合衆

(1) THE NEW POLITICS OF JUDICIAL ELECTIONS 2000-2009, 1, 10-16, 24-36 (James Sample et al eds., 2010).

(2) W. VA CONST. art. VIII, §2. 全国の州最高裁判所裁判官の定員・任期は、アメリカ司法協会の調査を参照。See <http://www.judicialselection.us>.

(3) See Lawrence M. Friedman, *Benchmarks: Judges on Trial, Judicial Selection and Election*, 58 DEPAUL L. REV. 451, 461-462 (2009).

国最高裁判所により本件で初めて取り扱われた。

(2) 判決の理論構成と意義

法廷意見は、デュー・プロセス条項が裁判官の審理担当回避を要求する先例を検討し、本件をその先例の延長線上に位置づけるものである。同条項の適用基準として、通常の裁判官であれば審理担当により裁判の現実的偏向の蓋然性が生じるかという客観的基準を提示している。すなわち、実際の裁判官の主観や裁判の結果を問題とせず、通常の裁判官において偏向が生じる危険があるのか否かに焦点を絞った点に特徴がある。また、本件はあくまで、選挙資金の極めて高額な寄付によって裁判の偏向の外観が生じる「例外的事件」に適用されることを繰り返し確認していることに注意を要する。

一方、Roberts 裁判官による反対意見は、これまでの先例を限定的に解釈すべきであるとし、本件への同条項の保障範囲の拡張を否定する。そして、法廷意見が定立した基準の不明確性を40項目にわたって指摘し、偏向の外観を実際に判断するには政治学・経済学・心理学にまで踏み込まざるを得ず、訴訟当事者や裁判官を徒に混乱させるものであるとする。さらに、仮に本件が「例外的事件」であったとしても、将来にわたり偏向の蓋然性を訴える多種多様な訴訟が頻発することは避けられず、ひいてはこのような訴訟自体が司法への市民の信頼を失わせる危険性を指摘する。Scalia 裁判官もまた、「例外的事件」における法形成は厳に慎むべきであり (Hard cases make bad law.)、同条項の保障の不明瞭な基準による拡張を強く批判する。

しかし、反対意見をふまえてもなお、本件は選挙資金の際限のない流入に最低限の歯止めをかけた判決として評価されるべきではないかと思われる。反対意見が指摘する濫訴の懸念については、合衆国最高裁自らが裁量上訴制度を活用して上訴を選択し、退けることができる。加えて、最高裁への上訴の可能性とそれに伴う (不名誉な) 全国的な注目への懸念から、多額の選挙支援を受けた裁判官の審理担当回避、裁判官選挙への寄付自体の抑制、さらに州の積極的な司法制度改革を自発的なたちで促すことが指摘されている⁽⁴⁾。

2002年のミネソタ州共和党対ホワイト判決 (Republican Party of Minnesota v. White⁽⁵⁾) において、裁判官選挙での候補者の法的・政治的争点に関

(4) Jed H. Shugerman, *In Defence of Appearances: What Caperton v. Massey Should Have Said*, 59 DEPAUL L. REV. 529, 549-552 (2010).

(5) 536 U.S. 765 (2002). 判例評釈として、寺尾美子「判研」アメリカ法2003-2号345頁。

する言論規制が合衆国憲法第 1 修正に反して違憲無効とされ、候補者は自らの思想信条を自由に選挙で表明しうようになった。選挙自体の党派政治性の除去が最早困難な現状において、最高裁は、高額選挙資金の寄付が行われ裁判偏向の現実的危険が客観的に生じている例外的事件へのデュー・プロセス条項の適用を宣言することで、個別の事件における公正な裁判を最低限保障しようとしたのである。

(3) 判決の影響

本判決を受けたウェスト・ヴァージニア州最高裁における差戻審は、Benjamin が審理担当を回避し、さらに退職した裁判官を加えて行われたが、判決は 4 対 1 で原審評決を再度破棄した⁽⁶⁾。

一方、同州知事は本判決後間もなく司法改革独立委員会を設置し、同委員会の最終報告書に基づいた司法改革法案を州議会に提出し、2010年3月、最高裁判所裁判官候補者に対する選挙資金公的助成制度 (West Virginia Supreme Court of Appeals Public Campaign Financing Pilot Program) が成立した。同制度は、2012年の同州最高裁裁判官選挙まで試験的に実施される予定である⁽⁷⁾。

※本研究は、科学研究費・若手研究 B (22730010) の研究成果の一部である。

(原口佳誠)

(6) Caperton v. A.T. Massey Coal Co., 690 S.E.2d 322 (2009).

(7) W. VA. CODE § 3-12-1 (2010).